



Oracle Hardware Warranty（オラクル・ハードウェア保証） – 変更履歴 –

発効日：2025年12月9日

Oracle Hardware Warranty の、2025年12月9日付で更新された内容は、以下となります；

◆ Oracle Hardware Limited Warranty

- 以下の最終パラグラフを挿入。

「Payment Entry Devices (PED)のタンパイイベント：Oracle Hardware Warranty の対象となるタンパイイベントは2つあります。対象となる2つのイベントは以下の通りです。

- お客様が PED を受領し、箱を開封し、デバイスの電源を入れ、且つタンパイイベントが発生した場合、もしくは、
- お客様が PED を受領し、箱を開封し、デバイスの電源を入れ、最初の取引処理を試み、且つタンパイイベントが発生した場合

一旦お客様がこの最初の取引処理が可能となりますと、最初の取引処理が可能となった時点以降に発生したいかなるタンパイイベントにおいてもデバイスの故障とはみなされず、当該タンパイイベントは Oracle Hardware Warranty の対象にもなりません。」

◆ 保証サービス

- 11番目のパラグラフにおいて、新たに8番目と9番目のセンテンスの間に以下を追加。

「お客様が Hardware Relocation Form を提出した場合、オラクルは当該フォームを受領してから1週間以内に、当該ハードウェアが新しい移動先の国においてコンプライアンスを満たしていることを確認し、且つ当該ハードウェアの移動前にその旨を通知します。コンプライアンスを満たしている場合、」

Oracle Hardware Warranty の、2025年月日付で更新された内容は、以下となります；

◆ 保証サービス

- 9番目のパラグラフの最終センテンス「PCI 適合外となった PED が故障した場合は、PCI に適合した PED に交換されます。」を削除し、「PCI 適合外となった PED が故障した場合、且つ新しい PCI 準拠規格がある場合は、最新の PCI 規格で承認された別の PED に交換される場合があります。」に置換え。

Oracle Hardware Warranty の、2025年1月31日付で更新された内容は、以下となります；

◆ 保証サービス

- 新たに 9 番目のパラグラフを追加。

「Payment Entry Devices (PED) は、PCI Security Standards Council (PCI SSC)によって定められた規制準拠要件及びセキュリティ規格に該当します。PCI 適合外となった PED が故障した場合は、PCI に適合した PED に交換されます。」

Oracle Hardware Warranty の、2024 年 12 月 20 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 第 1 パラグラフにて新たに以下の 2 番目のセンテンスを追加。

「Oracle Point of Service Hardware 向けの電源コード、Payment Entry Device 以外のケーブル、バッテリー、及び取付金具は消耗品とみなされ、Oracle Hardware Warranty（オラクル・ハードウェア保証）の対象外です。」

Oracle Hardware Warranty の、2024 年 11 月 26 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品**

- 当該セクションに以下の URL を追加。
 - **Ram Mount コンポーネントおよびマウント：**
<https://rammount.com/pages/warranty>
 - **Epson USB ケーブル：**
<https://epson.com/w/warranty>

Oracle Hardware Warranty の、2024 年 10 月 30 日付で更新された内容は、以下となります；

- 1) 製品の名称変更。—概要セクション内に含まれる注釈で説明されています

◆ **概要**

- 新しい第 6 パラグラフを追加。

「（注記）2024 年 9 月 13 日より、(i) “Delivery Method Chart: Oracle Retail and Hospitality Hardware Replacement Parts”を“Delivery Method Chart: Oracle Point of Service Hardware Replacement Parts”へ変更し、また、(ii)本保証ポリシーにおける“MICROS のハードウェア”を “Point of Service ハードウェア”へ変更します。本保証ポリシーにおいて Point of Service ハードウェアへの全ての言及は、MICROS のハードウェアを含むものとします。」

- オンサイト保証サービスのセクション全体を削除し、以下に置き替え。

「災害又は公衆衛生もしくは安全上の懸念、又は国家もしくは世界的な緊急事態が宣言されたことによりオンサイト保証サービス実施に悪影響が生じる場合、オラクルとお客様は、誠意をもって協力し当該影響を精査することとします。」

要請された場合、オラクルのリソースは、適用可能な法律(プライバシーに関する法律を含みます)に違反しない、又はオラクルのリソースを危険にさらすことがない、又はバックグラウンド・チェックやその他スクリーニングを受けることをオラクルのリソースに要請する（お客様の注文書において定められている場合を除きます）範囲内において、オンサイトの間お客様の施設に入場するためのバッジを取得し、お客様の合理的な物理的セキュリティおよび安全性に関するポリシーと手続きを遵守するものとします。ただし、当該ポリシーおよび手順に含まれるいかなる条件も、対象サービスを修正するものではなく、お客様は、当該ポリシーおよび手順に関するトレーニングを要請に応じて提供するものとします。」

◆ **保証サービス**

- 第 7 パラグラフにて、第 2 センテンスを削除し、以下に置き換え。
「交換用 CRU がお客様に出荷されてから 45 日以内に、お客様が当該動作不良製品をご返却にならなかった場合、お客様にはその時点で有効な価格又は最低 500 ドル（いずれか高い方）にてその動作不良製品の料金を請求させていただきます。」

Oracle Hardware Warranty の、2023 年 7 月 4 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **保証中の製品に問題が発生した場合**

- 第 1 パラグラフの第 2 センテンスにて、「[Customer Support Portal for Hospitality and Food & Beverage](#)」を追加。

Oracle Hardware Warranty の、2023 年 6 月 15 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **保証サービス**

- 第 3 パラグラフにて、[Delivery Method Chart: Oracle Public Safety Hardware Replacement Parts](#) リンクを追加。

Oracle Hardware Warranty の、2023 年 4 月 28 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行 — Talari Networks**

- 次のこのセクション全体を削除。
「**Talari Networks** 2019 年 11 月 1 日以前に発注された Talari ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な Talari 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、「[Talari Hardware Product Warranty Prior to November 1, 2019](#)」（PDF）をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2019 年 11 月 1 日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けません。」。
- その後のすべてのセクションの番号を然るべく振り直し。

◆ **保証中の製品に問題が発生した場合**

- 第 1 パラグラフにて、第 2 センテンスを削除し、次のように置き換え—「保証中の製品に問題が発生した際は、[My Oracle Support](#) 又は [Oracle Local Government Customer Support Portal](#) をご利用のうえオラクルまでご連絡になるか、お客様の所在国のオラクル・テクニカル・サポート・センターまでご連絡ください。」

◆ 保証サービス

- 第 2 パラグラフの第 3 センテンスにて、「[“Oracle Service Locations”](#) (PDF) 」の前の「付属の」を削除。
- 第 3 パラグラフの第 1 センテンスにて、「[“Delivery Method Chart: Oracle Retail and Hospitality Hardware Replacement Parts”](#) (PDF) 」の後に「又は“[Delivery Method Chart: Oracle Public Safety Hardware”](#)」を追加。
- 第 4 パラグラフの第 2 センテンスにて、「上述に設定された応答時間」を削除し、「2 営業日」に差し替え。
- 第 4 パラグラフの第 4 センテンスにて、「(ii) ユニット全体の交換であるハードウェアに対する交換用 CRU は、その交換用 CRU が交換されるハードウェアの残りの保証期間に基づき保証され、(iii) 」を追加。
- 次の新たな第 7 パラグラフを追加。

「Public Safety ハードウェアに関して、オラクルがお客様に交換用ハードウェアを送付した場合、お客様は、代理店に対して電子メディアをサンタイズ又は破壊するために講じた措置についての書類を維持するよう求める要件が記載された連邦捜査局の最新の刑事司法情報サービス・セキュリティ・ポリシー（以下「CJIS SP」といいます）に従い、交換される損害を受けた又は動作不良のハードウェア・ユニットを破壊します。オラクルは、デバイスの保管又は処分について一切責任を負いません。お客様には、デバイスを手放す前に、デバイスを安全に保管及びサンタイズするための適切な措置を講じていただく必要があります。また、お客様には、CJIS SP ガイドライン、適用される州法、電気電子機器廃棄物に関する現地の規則、及びリチウム電池を含んでいるデバイスの安全な処分に関するガイドラインに従い、デバイスが権限を有する方によって安全に処分されるよう努めていただく必要があります。」

◆ Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲

- 次の新たな第 4 パラグラフを追加。
「Public Safety ハードウェアの場合、保証範囲は、当該ハードウェアに対する偶発的な損害にも及びます。」

Oracle Hardware Warranty の、2023 年 4 月 7 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲

- 第 3 パラグラフのサブセクション(iii)に「Oracle の裁量による」を追加。

◆ 第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品

- 第 3 バレット全体を削除—「**Secure Retail Payment Devices** :
<https://www.secure-retail.com/support>」

Oracle Hardware Warranty の、2021 年 12 月 1 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ 概要

- 第 1 パラグラフの第 3 センテンスにて、「付属の」を削除。

◆ Oracle Hardware Limited Warranty

- 第 3 パラグラフにて、新たな第 1 センテンスとして次の文言を挿入—「オラクルは、LTO9 以降の Storage Tek LTO Ultrium テープ・メディアについて、それらがお客様に引き渡された日から 1 年間、材質及び製造上の重大な欠陥がないことを保証します。」。
- 第 3 パラグラフの新たな第 2 センテンスにて、「LTO5 以降」を「LTO5、LTO6、LTO7、LTO8」に差し替え。

◆ 保証サービス提供に使用されるツール

- 次の最後のパラグラフ全体を削除。

「Auto Service Request

Auto Service Request（以下「ASR」といいます）は、特定のハードウェア障害が発生した際に、障害に関する遠隔測定情報をオラクルに送信することにより、ASR 対応のオラクル・ハードウェアがサービス・リクエストを自動的に新規作成できるようにするものです。ASR 対応のハードウェアにおいて ASR が稼働している場合、ASR がお客様の代わりにサービス・リクエストを作成します。なお、ASR により検出される当該特定のハードウェア障害は、製品の種類、製品のバージョン、オペレーティング・システムにより異なります。また、必ずしも全てのハードウェア障害が検出されるわけでも、オラクルに送信されるわけでもありません。ASR が検出する障害の範囲は、オラクルにより随時予告なしに変更される可能性があります。」

Oracle Hardware Warranty の、2020 年 5 月 28 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ 概要

- 新たな第 7 パラグラフとして、次の文言を挿入。

「また、刻々と変化する COVID-19 の不確実性のため、オンサイトでのテクニカル・サポート・サービスを実施するオラクルのすべてのリソースが、適用される法律及び規則（健康、安全及び移動に関するもの（サービス提供場所におけるものであるか及び／又はリソースの配置場所におけるものであるかを問いません）を含みます）を考慮に入れた上で、当該サービスを実施することが許され、また実施が可能であることが必要です。Covid-19 の状況に関連又は起因する環境により、オンサイト・サービスの提供に悪影響が生じる場合、お客様は、誠意をもってオラクルと協力して、当該影響を精査したうえで、必要な場合には、リソース計画、作業計画、サービス仕様、日程等（場合により、リモートでのサービス提供を可能にするためのインフラストラクチャ（VPN など）の導入を含みます）を変更することに同意します。疑義を避けるために付言しますと、この定めは、適用される契約の不可抗力条項に基づく当事者の権利義務に影響を与えるものではありません。」。

◆ Oracle Hardware Warranty への移行

- 新たなサブセクションとして、次の文言を挿入。

「Talari Networks

2019 年 11 月 1 日以前に発注された Talari ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な Talari 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、[“Talari Hardware Product Warranty Prior to](#)

[November 1, 2019](#)” (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2019年11月1日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。」。

- 次の会社、Micros Systems 及び Front Porch Digital が Oracle Hardware Warranty に移行したため、当該会社についての移行の保証に関する情報を削除。参考として、前述の会社についての移行の保証に関する情報は以下のとおり。

会社	保証の移行の詳細
Micros Systems	<p>2015年4月1日以前に北米で発注された MICROS Systems ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な MICROS Systems 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、付属の“North America Standard MICROS Product Warranty Prior to April 1, 2015” (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2015年4月1日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。</p> <p>2015年8月3日以前に EMEA (以下に定義します) で発注された MICROS Systems ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な MICROS Systems 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、付属の“EMEA Standard MICROS Product Warranty Prior to August 3, 2015” (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2015年8月3日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。EMEA には次の国々が含まれます：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、及び英国。</p> <p>2015年12月1日以前に JAPAC (以下に定義します) で発注された MICROS Systems ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な MICROS Systems 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、付属の“JAPAC Standard MICROS Product Warranty Prior to December 1, 2015” (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2015年12月1日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。JAPAC には次の国々が含まれます：オーストラリア、カンボジア、 Guam、香港、インド、日本、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ、及びベトナム。</p> <p>2016年7月11日以前に LAD (以下に定義します) で発注された MICROS Systems ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な MICROS Systems 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、付属の“Latin America Standard MICROS Product Warranty Prior to July 11, 2016” (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2016年7月11日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。LAD には次の国々が含まれます：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、パナマ、ペルー、プエルトリコ及びウルグアイ。</p>

Front Porch Digital	2015 年 7 月 1 日以前に発注された Front Porch Digital ハードウェアのご注文は、その発注時にご利用可能な Front Porch Digital 向け保証の提供を受けます。当該保証に関する詳細は、付属の“ Front Porch Digital Products Warranty Prior to July 1, 2015 ” (PDF) をご参照ください。なお、第三者が保証するハードウェアを除き、2015 年 7 月 1 日以降に発注されたご注文は全て、当該 Oracle Hardware Warranty の提供を受けます。
----------------------------	--

Oracle Hardware Warranty の、2019 年 9 月 24 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ 目次

- 7 番目の項目にて、「Security」を「Data Protection」に置き換え。

◆ 概要

- 新たな第 6 パラグラフとして、次の文言を挿入—「お客様の契約に、オンサイト保証サービスについての定めがある場合、お客様には、お客様の敷地で保証サービスを実施するオラクルのすべてのリソースに対して、安全かつ健康的な作業場（例えば、死亡若しくは深刻な身体的危害を生じさせる若しくはその恐れがある既知の危険がない作業場、テクニカル・サポート・サービスを実施するリソースに受け入れられる適切な換気、法律上許容される酸素濃度、騒音レベルを維持した作業場、人間工学的に正しい仕事場など）を提供していただく必要があります。」

◆ Global Customer Support Data Protection Practices

- タイトルにて、「Security」を「Data Protection」に置き換え。
- 第 1 パラグラフの最初の 2 つのセンテンス、「オラクルは、オラクルの保証サービスのセキュリティについて真剣に取り組んでいます。保証サービスをご提供するにあたり、オラクルは、<https://www.oracle.com/jp/support/policies.html> で閲覧可能な Global Customer Support Security Practices を遵守します。」を「オラクルによる保証サービスの提供の一環として、お客様がオラクルに個人情報を提供される場合、オラクルは以下に従います。
 - <https://www.oracle.com/legal/privacy/services-privacy-policy.html> で閲覧可能なオラクルの Services Privacy Policy
 - <https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/contracts.html#data-processing> で閲覧可能なオラクル・サービスのオラクル・データ処理契約の適用されるバージョン」に置き換え。
- 第 2 パラグラフにて、新たな第 1 センテンスとして、次の文言を挿入—「保証サービスをご提供するにあたり、オラクルは、オラクルの Global Customer Support Security Practices に記載の適用される管理的、物理的、技術的及びその他の保護措置も遵守します。」
- 第 2 パラグラフにて、新たな第 4 センテンス、「お客様には、この Global Customer Support Security Practices を随時閲覧することをお勧めします。」を挿入。
- 第 2 パラグラフの最後のセンテンスにて、「付属の」を削除。
- 新たな第 3 パラグラフとして、次の文言を挿入—「なお保証サービスは、特定の種類の機微なデータを保存したり、処理したりするのに必要となりうる特別なセキュリティ又はプライバシー制御に対処するようには設計されていません。
[Global Customer Support Security Practices](#) に明記されるものよりも厳重な又はそれと異なるセキュリティ及び

プライバシー制御を必要とする、Protected Health Information（保護対象の医療情報）、ペイメント・カード・データなどの機微なデータをご登録なさらないようご注意ください。お客様のご登録内容から機微なデータを削除する方法については、My Oracle Support の [Doc ID 1227943.1](#) でご覧になれます。」。

- 新たな第4パラグラフとして、次の文言を挿入—「以上の制限事項に関わらず、お客様が、テクニカル・サポート・サービスを受ける一環として、該当欧州データ保護法（オラクル・サービスのデータ処理契約で定義されています）の適用対象である個人情報又は United States Health Insurance Portability and Accountability Act（以下「HIPAA」といいます）（米国における医療保険の相互運用性と説明責任に関する法令）の適用対象である Protected Health Information（以下「PHI」といいます）（保護対象の医療情報）をオラクルに提出することを希望される場合、お客様には、以下を行っていただかなければなりません。
 - ・ PHIの場合、（該当する場合）お客様のテクニカル・サポート・サービスを具体的に参照し網羅する HIPAA 事業提携者契約（Business Associate Agreement：BAA）をオラクルと締結する
 - ・ 該当欧州データ保護法の適用対象である個人情報や PHI を、My Oracle Support カスタム・ポータル上において、サービス・リクエストの添付ファイルでのみ提出する
 - ・ 当該サービス・リクエストの本文には、（オラクルがそのサービス・リクエストに対応するうえで必要となる連絡先情報以外）該当欧州データ保護法の適用対象である個人情報又は PHI を含まないようにする
 - ・ My Oracle Support 内で入力を促されたら、当該サービス・リクエストの添付ファイルに該当欧州データ保護法の適用対象である個人情報（My Oracle Support で「EEA Personal Data」として指定されている場合もあります）又は PHI が含まれている可能性があることを明示する」。

◆ 第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品

- 第 1 センテンスにて、「以下に列挙され詳述されている」を「お客様のご注文に含まれている以下の」に置き換え。
- 箇条書きのセクションを次のとおり置き換え。

置き換え前：

- <http://cpc.ext.hp.com/portal/site/cpc/selectPublic?ac.admitted=1332345161469.2043657423.175170253>
- <http://www.dell.com/learn/us/en/uscorp1/terms-of-sale-commercial-and-public-sector-warranties?c=us&l=en&s=corp&cs=uscorp1>
- http://www.secure-retail.com/news/estate_manager_ji
- <https://www.epson.it/products/consumables/coverplus/fis-ins-with-1y-osse-monfri>

置き換え後：

- **HPEサーバー、HPiデスクトップ：**
<https://support.hp.com/us-en/checkwarranty>
- **Secure Retail Payment Devices：**
<https://www.secure-retail.com/support>
- **イタリア向けEpson Fiscal Printers：**
https://assets.epson-europe.com/uk/coverplus/pdf/2014/EN_CoverPlus2014.pdf

Oracle Hardware Warranty の、2018 年 7 月 13 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **保証サービス提供に使用されるツール**

- 第 1 パラグラフの第 2 センテンスにある「My Oracle Support Terms of Use」を「Oracle Support Portal Terms of Use」に変更し、そこに hyperlink を設定。

Oracle Hardware Warranty の、2017 年 9 月 8 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 第 1 パラグラフの最後のセンテンスにある「後述で付与される意味を有するものとします」⇒「以下に定義します」に差し替え。
- 第 3 パラグラフの第 1 センテンスにある「LTO6 及び LTO7」⇒「以降の」に差し替え。
- 第 3 パラグラフの第 1 センテンスに「T10000 T2 テープ・メディア」の後に「（T10000 T2 用クリーニング・カートリッジを含みます）」を挿入。
- 第 3 パラグラフの第 2 センテンスにある「9840/9940 テープ・メディア」の後に「（各用のクリーニング・カートリッジを含みます）」を挿入。

◆ **保証サービス**

- 本セクション中にあるリファレンス名「“Oracle Retail and Hospitality Delivery Method Chart”」を全て、「“Delivery Method Chart: Oracle Retail and Hospitality Hardware Replacement Parts”」に変更。
- 第 2 パラグラフの第 1 センテンスにある「オンサイト」⇒「Field Replaceable（フィールド交換可能な）」に差し替え。
- 第 3 パラグラフの第 1 センテンスにある「オラクルに返却が必要なもの（Return to Oracle）」⇒「Customer Replaceable Units（お客様による交換が可能なユニット） “もしくは” Customer Installable Integrated Software Updates（お客様によるインストールが可能な組込ソフトウェア・アップデート）」に差し替え。

◆ **保証サービス提供に使用されるツール**

- 第 1 パラグラフの第 2 センテンスにある、「My Oracle Terms of Use」に hyperlink を追加。
- 第 4 パラグラフの第 1 センテンスにある、「Global Customer Support Security Practices」に hyperlink を追加。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 第 3 パラグラフにて、新たな (vii) として以下の文言を挿入— 「(vii) 第三者メーカー（製造元）又は第三者ベンダー（供給元）によるサポートが終了した場合、あるいは、オラクルの誠実な判断において、そのような第三者ハードウェア、オペレーティング・システム、組込ソフトウェア、ソフトウェア・メディア又はテープ・メディア、又はそれに含まれるいずれの第三者のコンポーネントもしくは部品もサポートすることが、もはや実行不可能である場合、」。

- この挿入に伴い、それ以降の（ ）内番号の付け替え。

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 12 月 22 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 第 1 パラグラフにて、“ (ii) ”の末尾に「及びその組込ソフトウェアのオプション」を挿入。
- 第 2 パラグラフにて、第 2 センテンスの「組込ソフトウェアのメディア」の後ろに「及びその組込ソフトウェアのオプションのメディア」を挿入。

◆ **第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品**

- 1 番目のプレートにあるリンク先を「<http://h17007.www1.hp.com/us/en/enterprise/servers/warranty>」から「<http://cpc.ext.hp.com/portal/site/cpc/selectPublic?ac.admitted=1332345161469.2043657423.175170253>」に変更。

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 8 月 22 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行— MICROS Systems**

- 第 4 パラグラフにある全てのリファレンスを、「2016 年 3 月 1 日」→「2016 年 7 月 11 日」に差し替え。
- 第 4 パラグラフの第 3 センテンスにて、「当該 Oracle Hardware Warranty」の後ろにある「に基づき Return to Depot（デポに返送）する権利」を削除。

◆ **第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品**

- 4 番目のプレートとして、次の URL を新たに追加—
「<https://www.epson.it/products/consumables/coverplus/fis-ins-with-1y-osse-monfri>」。

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 6 月 10 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行— MICROS Systems**

- 第 4 パラグラフの第 3 センテンスを次のように置き換え—「第三者が保証するハードウェアを除き、2016 年 3 月 1 日以降の全ての注文には、当該 Oracle Hardware Warranty が提供されます。」→「第三者が保証するハードウェアを除き、2016 年 3 月 1 日以降の全ての注文には、当該 Oracle Hardware Warranty に基づき Return to Depot（デポに返送）する権利が提供されます。」

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 第 3 パラグラフにて、冒頭のセンテンスにある「LTO6」の後ろに「LTO7」を追加。

◆ **保証サービス**

- 第 3 パラグラフにて、最後のセンテンスにある「対応時間が長くなる場合」の後ろに「やご利用いただけない場合」を追加。

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 5 月 31 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行— MICROS Systems**

- 新たな第 4 パラグラフを追加し、LAD で発注された MICROS Systems のハードウェアの場合について説明。

◆ **保証サービス**

- 新たな第 8 パラグラフを追加し、MICROS のハードウェアの設置場所が、船舶又はその他水上輸送艇に設置されている場合と島国（離島）の場合の、保証サービス及び目標対応時間について説明。

Oracle Hardware Warranty の、2016 年 1 月 20 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- サブセクション“MICROS Systems”にて、
 - i) 第 1 パラグラフに記載された PDF の名称を、「MICROS Product Warranty Prior to April 1, 2015」→「North America Standard MICROS Product Warranty Prior to April 1, 2015」に差し替え。
 - ii) 第 2 パラグラフとして、EMEA に特化したパラグラフを追加。
 - iii) 第 3 パラグラフとして、JAPAC に特化したパラグラフを追加。

◆ **第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品**

- 第 1 パラグラフの最後に、3 番目のプレートとして「http://www.secure-retail.com/news/estate_manager_ii」を追加。（URLs をプレート形式で表示）

Oracle Hardware Warranty の、2015 年 8 月 7 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- 本セクションの最後に、新規サブセクション「Front Porch Digital」を追加。

Oracle Hardware Warranty の、2015 年 5 月 29 日付で更新された内容は、以下となります；

◆ 目次

- セクション 9. のタイトルを「第三者の製品」から「第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品」に修正。

◆ 概要

- 第 3 パラグラフの最後に、「（ただし、以下に定義する「第三者が保証するハードウェア」を除きます）」を追加。
- 新たな第 4 パラグラフとして、次の文言を追加—「『第三者が保証するハードウェア』とは、お客様の注文書に、第三者から保証が提供されるという旨の記載により、お客様の注文書において特定されたハードウェア、と定義します。」

◆ Oracle Hardware Warranty への移行

- Oracle Hardware Warranty への移行完了に伴い、下記 5 社—Sun Microsystems、Pillar Data Systems、Xsigo Systems、Acme Packet、Tekelec—にかかる保証移行情報を削除。
 - 参考として、（今回削除された）上記会社にかかる保証移行情報を以下に記載：

社名	保証移行に関する詳細
Sun Microsystems	2010年3月16日から2010年5月31日までの Sun Microsystems のハードウェアに対する注文で SunSpectrum Support を含むものは、2010年3月16日の Oracle Hardware Warranty の導入以前に有効であった Sun Microsystems の保証が提供されることとなります。2010年3月16日以前に提供可能であった保証の詳細は、“Sun Microsystems Hardware Warranty Prior to March 16, 2010”（PDF）をご参照ください。 2010年6月1日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることとなります。 第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2010年3月16日から2010年5月31日までの全ての注文で SunSpectrum Support を含まないものは、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることとなります（なお、SunSpectrum Support を含む注文は、上述の通り、“Sun Microsystems Hardware Warranty Prior to March 16, 2010”（PDF）が適用されます）。
Pillar Data Systems	2011年10月1日より前の Pillar Data Systems のハードウェアに対する注文は、注文された時点で提供可能な Pillar Data Systems の保証が提供されることとなります。保証についての詳細は、“Pillar Data Systems Hardware Warranty Prior to October 1, 2011”（PDF）をご参照ください。第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2011年10月1日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることとなります。
Xsigo Systems	2012年11月1日より前の Xsigo Systems のハードウェアに対する注文は、注文された時点で提供可能な Xsigo Systems の保証が提供されることとなります。保証についての詳細は、“Xsigo Systems Hardware Warranty Prior to November 1, 2012”（PDF）をご参照ください。第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2012年11月1日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることとなります。

Acme Packet	2013年11月15日より前の Acme Packet のハードウェアに対する注文は、注文された時点で提供可能な Acme Packet の保証が提供されることとなります。保証についての詳細は、“Acme Packet Products Warranty Prior to November 15,2013”（PDF）をご参照ください。第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2012年11月15日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることとなります。
Tekelec	2014年2月3日より前の Tekelec のハードウェアに対する注文は、注文された時点で提供可能な Tekelec の保証が提供されることとなります。保証についての詳細は、“Tekelec Products Warranty Prior to February 3, 2014”（PDF）をご参照ください。第三者保証が付与されたハードウェアを除き、2014年2月3日以降の全ての注文は、Oracle Hardware Warranty の保証が提供されることとなります。

- 本セクションの最後に、新たなサブセクション“MICROS Systems”を追加。

◆ Oracle Hardware Limited Warranty

- 第 1 パラグラフ内、第 1 センテンスの (i) ハードウェアの後ろに「（第三者が保証するハードウェアを除きます）」を追加。
- 第 4 パラグラフの最後に、新たなセンテンスとして、「なお、第三者が保証するハードウェアについては、下記の項目 9.（第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品）をご参照ください。」を追加。

◆ 保証サービス

- 第 3・第 4 パラグラフに、“Oracle Retail and Hospitality Delivery Method Chart”へのリンクを追加。

◆ 第三者が保証するハードウェア及びその他の第三者製品

- 本セクションの修正は以下の通り：
 - 本セクション全体にかけて、「第三者の製品」を「その他の第三者製品」に変更。
 - 第 1 パラグラフ「以下に概説されているハードウェアの保証に関する事項により、お客様又はお客様の担当者（オラクルが指定した場合を除きます）がオラクル製品以外の製品をハードウェアにインストールすることはお控え下さい。」を削除し、「<http://h17007.www1.hp.com/us/en/enterprise/servers/warranty> 及び
 - 1) <http://www.dell.com/learn/us/en/uscorp1/terms-of-sale-commercial-and-public-sector-warranties?c=us&l=en&s=corp&cs=uscorp1> に記載され詳述されている第三者が保証するハードウェアについては、その保証を、オラクルがお客様のために手配するものとします。」に差し替え。
 - 第 2 パラグラフ
 - 1) 第 1 センテンス「オラクルは、ハードウェアにインストールされた又は取り付けられた、いかなる第三者の製品についても保証を行いません。」を、「オラクルは、第三者が保証するハードウェアや、オラクルによってではなく、お客様やお客様側担当者によってそのハードウェアにインストールされた又は取り付けられたいかなるその他の第三者製品（総称して「その他の第三者製品」といいます）に対しても、いかなる保証・保証サービスも提供しません。」に差し替え。
 - 2) 次のセンテンス「そのような状況において損害を受けたコンポーネントを交換又は修理した場合は、別途料金を申し受けます。」を、本パラグラフの最後に移動。

- 3) 前バージョンで第 3 パラグラフであった部分の第 1 センテンスにて、「オラクル製品以外の製品をオラクルのハードウェアにインストールすることにより」を「その他の第三者製品については」に差し替え。これに伴い、本バージョンでは、この第 3 パラグラフのコンテンツを第 2 パラグラフ内（後ろに接続）に移動。

以下は、2014 年 8 月 29 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。
- 第 2 段落第 1 文中、「製品価格表に記載されている」及び「及び Sun Remanufactured Equipment Program 製品（総称して「ハードウェア製品」といいます）を削除。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **保証中の製品に不具合が起きた場合**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。
- 第 2 段落第 1 文中、「製品価格表に記載されている」及び「及び Sun Remanufactured Equipment Program 製品（総称して「ハードウェア製品」といいます）を削除。

◆ **保証サービス**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **保証サービス提供に使用されるツール**

- 第 1 段落第 1 文中、「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **第三者の製品**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

◆ **制限**

- 本セクション内の「ハードウェア製品」を「ハードウェア」に変更。

以下は、2014 年 3 月 14 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **目次**

- 新規項目の追加。
- Oracle Hardware Warranty 内の項目をナンバリング。

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- Tekelec 用の新規項目を追加。

◆ **保証サービス**

- 第 3 および第 4 段落内のリンク先ドキュメント名を“Hardware Products Delivery Method and Installation Chart” から “Delivery Method Chart: Replacement Parts and Installation of Integrated Software Updates”に変更。

以下は、2013 年 12 月 6 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- Acme Packet 用に新規項目追加。

以下は、2013 年 4 月 26 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **概要**

- 1 番目のパラグラフの最初の文を削除。
- 2 番目のパラグラフを変更。
- 3 番目のパラグラフの「ハードウェア機器」を「コンピュータ機器」に変更。
- 4 番目のパラグラフを変更。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 1 番目のパラグラフに (iv) を追加。
- 3 番目のパラグラフを変更。
- 4 番目のパラグラフを追加。

◆ **保証中の製品に不具合が起きた場合**

- 2 番目のパラグラフを変更。
- 3 番目のパラグラフの「購入の証明及び／又は」の後に「該当する場合」という文言を追加。

◆ **保証サービス**

- 3 番目のパラグラフの最後の文の「保証サービス」の前に「オンサイト」を追加。
- 4 番目のパラグラフを追加。

- 5 番目のパラグラフを変更。
- 8 番目のパラグラフを追加。
- 9 番目のパラグラフの 3 つ目の文の、「応答時間」の前に「ハードウェア製品に対する」を追加。
- 本項目の最後に 3 つのパラグラフを追加。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 1、2、3 番目のパラグラフの「組込ソフトウェア」の後に「ソフトウェアメディア又はテープメディア」を追加。
- 3 番目のパラグラフ (ii) を変更。
- 最後のパラグラフの「ハードウェア製品」の後に「ソフトウェアメディア又はテープメディア」を追加。

◆ **制限**

- 1 番目のパラグラフに「オペレーティング・システム、組込ソフトウェア、ソフトウェアメディア及びテープメディア」を追加。
- 3 番目のパラグラフの (B) を変更。

以下は、2012 年 12 月 14 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Warranty への移行**

- Xsigo Systems について追加。

以下は、2012 年 9 月 1 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 2 番目、3 番目のパラグラフの「出荷された」を「引渡された」に変更。

以下は、2012 年 6 月 15 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty**

- 新しい 1 番目のパラグラフを追加。

◆ **保証サービス**

- 新しい 11 番目、12 番目のパラグラフを追加（Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲から移動）。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 2 番目のパラグラフに「オペレーティング・システム、組込ソフトウェア又はメディア」という文言を追加。
- 3 番目のパラグラフの (v) と 4 番目のパラグラフの最初の文の「本保証」を「Oracle Hardware Warranty」に変

更。

- 5 番目と 6 番目のパラグラフを保証サービスのセクションに移動。

◆ **制限**

- 新しい 1 番目のパラグラフを追加。
- 3 番目のパラグラフを変更。

以下は、2012 年 4 月 27 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **保証中の製品に不具合が起きた場合**

- 最初の文の変更。

◆ **保証サービス**

- 4 番目のパラグラフの 4 番目、5 番目、6 番目の文を削除し、「お客様への出荷から 45 日以内に動作不良ハードウェアが返品されなかった場合、お客様はその時点で有効な料金で当該動作不良ハードウェアに対する料金が請求されます。」という文章を追加。
- 10 番目のパラグラフの 4 番目、5 番目の文を削除。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 4 番目のパラグラフの最後に新しい文の追加。

◆ **お問い合わせ先**

- 新しいセクションの追加。

以下は、2012 年 2 月 3 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ **保証サービス提供に使用されるツール**

- セクション名の変更（旧セクション名：Auto Service Request）。
- 新しい内容の追加。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- 3 番目のパラグラフ (i) の「（ハードウェア上のオラクル／サンシリアル番号タグを除去することを含みます）」を「（ハードウェア上のオラクル／サンシリアル番号タグを改変又は除去することを含みます）」に変更。
- 4 番目のパラグラフの削除。

以下は、2011年12月16日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ 概要

- 最初のパラグラフ3行目の「地域」を「国」に変更。
- 新しい2番目のパラグラフの追加。
- 新しい3番目のパラグラフの追加。

◆ Oracle Hardware Warranty への移行

- Sun Microsystems と Pillar Data Systems に内容を分けて明記。
- Sun Microsystems の項目に関して、
 - (1) 最初のパラグラフの1行目に「Sun Microsystems のハードウェアに対する」という文言の追加、(2) 「Hardware Warranty Prior to March 16, 2010」を「Sun Microsystems Hardware Warranty Prior to March 16, 2010」に変更、(3) 「お客様自身で交換可能な部品（Customer Replaceable Unit）及びお客様自身がインストール可能なハードウェア製品（Customer Installable Hardware Products）の指定につきましては」という文の削除。
 - 2番目のパラグラフの「Hardware Warranty Prior to March 16, 2010」を「Sun Microsystems Hardware Warranty Prior to March 16, 2010」に変更。

◆ Oracle Hardware Limited Warranty

- 最初のパラグラフに「オペレーティング・システム及び組込ソフトウェアの使用がハードウェア製品の欠陥の原因とはならないこと」という文言の追加。
- 2番目のパラグラフの「ソフトウェアのメディア」を削除し、「オペレーティング・システムのメディア及び組込ソフトウェアのメディア」を追加。
- 4番目のパラグラフ3つ目の文を Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲のセクションに移動。

◆ 保証サービス

- 最後の3つのパラグラフを移動し、本セクションに新しい7番目から9番目のパラグラフを追加。

◆ Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲

- 1番目のパラグラフ最初の文を削除し、「オラクルは、上述以外のハードウェア製品、オペレーティング・システム又は組込ソフトウェアに対するいかなる保証もしません。」という文を追加。
- 3番目のパラグラフの削除。
- 旧4番目（新しい3番目）のパラグラフに関して、
 - 1行目の「ハードウェア製品、」の後に「オペレーティング・システム、組込ソフトウェア」を追加。
 - (i) に「（ハードウェア製品上のオラクル／サンシリアル番号タグを除去することを含みます）」という文言の追加。
 - (ii) 「関連するドキュメントに従わない、間違った取扱い又は使用がなされた場合」に変更、「（オラクルが推奨する設置、システム・メンテナンス、及び、環境についての指示を守らなかった場合も含みます）」という文言の追加。

削除。

- (xi) を追加。
- 旧 6 番目 (新しい 5 番目) のパラグラフの変更。

◆ 制限

- 2 番目のパラグラフの変更。
- 「本保証に関する記述」を「本 Oracle Hardware Warranty」に変更。

以下は、2011 年 9 月 9 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容 (サマリー) です。

◆ 概要

- Oracle Service Locations のリンクを追加。
- 2 番目のパラグラフの削除 (制限のセクションに含まれるため)。

◆ Oracle Hardware Warranty への移行

- 新しいセクションの追加。

◆ Oracle Hardware Limited Warranty

- セクション名に“Limited”を追加。
- 旧 Oracle Hardware Warranty セクションの内容が削除され、旧セクションのオラクルの限定された保証が適用される範囲の内容が追加。

◆ 保証中の製品に不具合が起きた場合

- 新しいセクションの追加。

◆ 保証サービス

- 旧セクション名「不具合発生時のオラクルの対応」から本セクション名に変更し、移動。
- 保証サービスの範囲と応答時間について、1 番目のパラグラフの追加。
- 3 番目のパラグラフの応答時間の明記及び Oracle Service Locations のリンクの追加。
- 4 番目のパラグラフに、交換用 CRU について明記。
- 新しい 8 番目のパラグラフに、ハードウェア製品の移動時の通知について追加。
- 保証中の製品の問題に対処するために組込ソフトウェアのアップデートが必要な場合について、9 番目のパラグラフの変更。
- リモート・サポート機能についてパラグラフの削除 (Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲のセクションに含まれるため)。
- ハードウェア製品又はメディアに、保証が適用されないサービスが提供された場合は、Time and Materials 方式で費用が請求されます、という内容を新しいパラグラフに追加。
- お客様の責任について、最後のパラグラフの削除 (Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲の

セクションに含まれるため)。

◆ **オラクルの制限された保証が適用される範囲**

- 本セクションの削除 (Oracle Hardware Limited Warranty セクションに移動し更新したため)。

◆ **Auto Service Request**

- ダウンロードの使用条件の記載について削除。
- リンクの更新。
- 本セクションの移動。

◆ **Global Customer Support Security Practices**

- 本セクションの追加。

◆ **Oracle Hardware Limited Warranty が適用されない範囲**

- セクション名に「Limited」を追加。
- 新しい 2 番目のパラグラフに、オラクルは、いかなるハードウェア製品に対してもエラーや中断がなく稼働することを保証しません、という内容を追加。
- 3 番目のパラグラフの変更 (保証サービスのセクションに移動し、更新したため)。
- 最後のパラグラフに以下の 3 つのパラグラフを本セクションに追加。
 - (i) 本保証は、通常の製品の消耗又は、事故、誤使用、悪用、不注意、取り扱いの間違い等には適用されません
 - (ii) リモート・サポート機能に関して
 - (iii) お客様の義務

◆ **Oracle Hardware Warranty の期間**

- 本セクションの削除 (Oracle Hardware Limited Warranty セクションに含むため)。

◆ **テープメディア**

- 本セクションの削除。

◆ **第三者の製品**

- ハードウェア製品について明記。
- テクニカル・サポートについて削除。

◆ **不具合が起きたときの対処方法**

- 本セクションの削除。

以下は、2010 年 12 月 24 日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容 (サマリー) です。

◆ Oracle Hardware Warranty

- 電話／ウェブの応答時間は現地の営業時間に限られる旨明記。
- デリバリー方法につき以下の内容を変更。
 - Hardware Products Delivery Method and Installation Chart のリンクを追加。
 - 2010年3月16日以前に提供可能な保証の内容を、「Oracle Hardware Warranty への移行」セクションに移動。

◆ オラクルの限定された保証が適用される範囲

- オプションの保証は、Oracle Hardware Warranty セクションに記載される旨明記。

◆ Oracle Hardware Warranty が適用されない範囲

- 最新の Passport（輸出入パスポート）又は Global Purchase Agreement に関する内容を削除。
- 3つ目のパラグラフの (ii) につき、オラクルが推奨する設置、システム・メンテナンス、及び、環境に従わなかった場合も含む旨追記。

◆ Auto Service Request

- Oracle Hardware 及び Systems サポート・ポリシーに記載の Auto Service Request の内容に合わせるため修正。

◆ 不具合発生時のオラクルの対応

- 本セクションにおいて、Product Warranty Chart を削除。
- 1つ目のパラグラフにおいて、応答時間は Oracle Hardware Warranty セクションに記載されている旨明記。
- 2つ目のパラグラフにおいて、Hardware Products Delivery Method and Installation Chart のリンクを追加し、応答時間は Oracle Hardware Warranty セクションに記載されている旨明記。
- 3つ目のパラグラフにおいて、応答時間は Oracle Hardware Warranty セクションに記載されている旨明記。
- 4つ目のパラグラフにおいて、Hardware Products Delivery Method and Installation Chart のリンクを追加。

◆ 制限

- 1つ目のパラグラフを変更。

以下は、2010年7月2日付で Oracle Hardware Warranty が更新された内容（サマリー）です。

◆ 概要

- Oracle Hardware Warranty の変更履歴に関する記述及びリンクを追加。

◆ Oracle Hardware Warranty

- 電話対応のセクションにおいて「営業時間内」の前に「現地」を追加。

◆ **Oracle Hardware Warranty の期間**

- お客様の保証期間はお客様に製品が出荷された日から始まるという内容に変更。
- 最初のパラグラフの 3 つ目の文を削除。

◆ **Auto Service Request**

- 最初の文において、オラクルが保証サービスを提供する義務は、お客様に ASR 対応のオラクル製品の ASR を利用していただくことが条件となっていることを明確化。

◆ **第三者の製品**

- 本セクションを追加。